

## 熊本県障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 熊本県（以下「県」という。）は、「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業の実施について」（令和2年5月29日障発0529第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応として障害福祉サービス等施設・障害福祉サービス事業所等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うことを目的として、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「障害福祉サービス等施設」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第29条に規定する指定障害者支援施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条に規定する指定障害児入所施設をいう。
- (2)「障害福祉サービス事業所等」とは障害者総合支援法第36条に規定する指定障害福祉サービス事業所、第51条の19に規定する指定一般相談支援事業所及び第51条の20に規定する指定特定相談支援事業所並びに児童福祉法第21条の5の15に規定する指定障害児通所支援事業所及び第24条の26に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。
- (3)「事業者」とは、熊本県内（熊本市内を除く）に所在する障害福祉サービス等施設・障害福祉サービス事業所等の設置者をいう。

### (交付の対象及び交付額)

第3条 障害福祉サービス等施設・障害福祉サービス事業所等の事業者が実施要綱に定める次の事業（以下「事業」という。）を行う場合に要する経費のうち、職員の応援派遣に係る費用について、別表に定める額を予算の範囲内において、障害福祉サービス等施設・障害福祉サービス事業所等を所管する法人等（以下「法人等」という。）に対して交付する。

- (1) 障害福祉サービス等事業所との連携支援（実施要綱3（2））のうち職員の応援派遣に係る費用

（交付申請）

第4条 事業者が補助金の交付を受けようとするときは、要項第3条の規定にかかわらず、次の各号に定める申請書及び添付書類に記載し、知事が別に定める日までに、知事に申請しなければならない。

- (1) 交付申請書 第1号様式
- (2) 事業所・施設別申請額一覧（様式1）
- (3) 事業実施計画書（事業所単位）（様式2）

（消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の減額申請等）

第5条 法人等は、規則第3条第1項の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入れ控除額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法及び地方消費税法の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 法人等は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第6条 交付の決定には次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らねばならない。

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

(変更交付申請)

第8条 事業の追加等により交付申請額に増額が生じる場合は、規則第7条第2項の規定に基づき、熊本県障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業に係る変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。なお、交付申請額の範囲内で、事業目的に反しない経費の配分又は内容の変更を行う場合は、この限りでない。

2 変更交付申請書は、要項第5条第2項の規定にかかわらず、第2号様式によるものとし、変更交付申請に係る申請方法については、第4条の規定を準用する。

(申請を取り下げることができる期日)

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第10条 知事はこの要領に定める補助金について、原則概算払で交付する。

(実績報告)

第11条 法人等は、補助事業が完了したときは、要項第9条の規定にかかわらず、次の各号に定める実績報告書及び添付書類を、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は令和3年（2021年）4月30日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 実績報告書（第3号様式）
- (2) 事業所・施設別実績額一覧（様式3）
- (3) 事業実績報告書（事業所単位）（様式4）
- (4) その他必要な書類

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、要項第10条の規定にかかわらず、交付確定通知書（第6号様式）により行うものとする。

(消費税及び地方消費税仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 法人等は、事業完了後に消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第14条 補助金の交付を受けた法人等は、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第15条 その他必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年（2020年）10月15日から施行し、令和2年度分について適用する。

別表

1 対象事業所・施設	2 基準単価 (千円)	3 単位	4 補助対象経費	4 補助率
療養介護	989	事業所	熊本県障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業の実施に必要な報酬、給与、職員諸手当等、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助及び交付金、その他必要と認める経費	10/10
生活介護	316	事業所		
自立訓練（機能訓練）	144	事業所		
自立訓練（生活訓練）	114	事業所		
就労移行支援	110	事業所		
就労継続支援A型	140	事業所		
就労継続支援B型	147	事業所		
就労定着支援	17	事業所		
自立生活援助	9	事業所		
児童発達支援	136	事業所		
医療型児童発達支援	86	事業所		
放課後等デイサービス	128	事業所		
短期入所	73	事業所		
施設入所支援	506	施設		
共同生活援助（介護サービス包括型）	167	事業所		
共同生活援助（日中サービス支援型）	129	事業所		
共同生活援助（外部サービス利用型）	75	事業所		
福祉型障害児入所施設	493	施設		
医療型障害児入所施設	264	施設		
居宅介護	41	事業所		
重度訪問介護	67	事業所		
同行援護	23	事業所		
行動援護	41	事業所		
居宅訪問型児童発達支援	11	事業所		
保育所等訪問支援	13	事業所		
計画相談支援	25	事業所		
地域移行支援	18	事業所		
地域定着支援	19	事業所		
障害児相談支援	18	事業所		

（※1）対象事業所・施設については、交付申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含める。

（※2）多機能型事業所又は障害者支援施設として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業所は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。

（※3）特別な事情により基準単価を超える必要がある事業所・施設については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。